

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会
(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、新潟県、長野県、山梨県担当部会)
令和4年3月16日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第2100486号
厚生局事案番号 : 関東信越(厚)第2100082号

第1 結論

請求者のA社における平成25年7月1日から平成26年9月1日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。平成25年7月から平成26年2月までの標準報酬月額については20万円から24万円、同年3月から同年8月までの標準報酬月額については20万円から26万円とする。

平成25年7月から平成26年8月までの訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成25年7月1日から平成26年9月1日までの訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和63年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成25年7月1日から平成26年9月1日まで

請求期間について、厚生年金保険の記録で確認できる標準報酬月額は20万円だが、請求期間に係る給与の支給明細書によると24万円から26万円の標準報酬月額に相当する厚生年金保険料が控除されている。調査の上、年金記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者から提出された支給明細書、金融機関の取引推移一覧表、源泉徴収票並びに事業主から提出された請求者に係る支給明細書及び賃金台帳により、請求者の請求期間に係る厚生年金保険料控除額及び報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額は、いずれもオンライン記録により確認できる標準報酬月額(20万円)を超えていることが認められる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除をしていたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、平成 25 年 7 月から平成 26 年 8 月までの期間に係る標準報酬月額については、支給明細書、金融機関への給与振込記録及び源泉徴収票により確認できる厚生年金保険料控除額から、平成 25 年 7 月から平成 26 年 2 月までは 24 万円、同年 3 月から同年 8 月までは 26 万円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成 25 年 7 月から平成 26 年 8 月までの期間について、請求者の健康保険厚生年金保険被保険者算定基礎届を年金事務所に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料を納付したか否かはいずれも不明と回答しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の報酬月額に係る届出を年金事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。